

生徒及び保護者等の皆様

東京都立砂川高等学校
校長 大場 充
(公印省略)

補助金制度についてのお知らせ

1 補助金制度について

東京都では、定時制課程及び通信制課程の生徒の経済的負担を軽減し、勤労青少年の修学を奨励することを目的として、教科用図書（教科書）等の補助を実施しています。

2 補助金の種類と対象者

種類	交付対象者	補助額	備考
教科書	全学年 有職生徒等	購入に要した額	対象の教科書・学習書
修学旅行	修学旅行参加者の内、生活保護受給者（それに準ずる者を含む） <u>かつ</u> 有職生徒等	上限 5,000 円	修学旅行に要した経費を対象とする

(1) 補助金を受けられる生徒は、原則として有職生徒となります。

有職生徒とは、定職に就いている者及び令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間にパート・アルバイトで 90 日以上勤務した者（勤務先が途中で変わった場合は、勤務日数を合算して 90 日以上）となります。

(2) 有職生徒以外で、次に該当する生徒も補助金を受けることができます。

ア 疾病により職に就くことができない者

イ 心身に障害があり職に就くことができない者

ウ 災害に遭い、経済的に修学が困難な者

エ 職に就く意思はあるが、職がなく求職活動中の者

(年間を通じてハローワークに求職の申し込み（求職活動）が必要です。)

オ その他やむを得ない事情で就職できない者（家族の看病等）

※上記オの事由にて申請を行う場合は、経営企画室までご相談ください。

裏面に続きます

3 申請に必要な書類

【教科用図書補助金】

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 教科用図書補助金補助金申請書 | 1 部 |
| (2) 支払金口座振替依頼書 | 1 部 |
| (3) 通帳又はキャッシュカードのコピー ((2) で指定した口座のもの) | 1 部 |
| (4) 教科書購入時の領収証 | 1 部 |
| (5) 有職等を証明する書類又は教科用図書補助金証明書 | 1 部 |

(下記表を参照のこと)

	補助金の対象となる者	証明書類等 (参考)
1	有職生徒	・在職証明書 ・雇用契約書の写し
2	疾病等により職に就くことができない者	・医師の診断書
3	心身に障害があり職に就くことができない者	・障害者手帳の写し ・医師の診断書
4	災害に遭い経済的に修学が困難な者	・り災証明の写し
5	職に就く意思はあるが職がなく、求職中の者 (年間を通じて、求職活動をしている者)	・ハローワークカードの写し (3枚) ・ハローワークカードの写し (1枚又は2枚) と勤務日数の証明書 (ハローワークカードは1枚3か月有効です)
6	その他、やむを得ない理由がある者 (家族の看病等)	・家族の診断書、障害者手帳の写し等 (経営企画室に相談してください)

【参考：修学旅行補助金】(本年度修学旅行のみ対象。令和8年度対象なし。)

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 修学旅行補助金申請書 | 1 部 |
| (2) 支払金口座振替依頼書 及び 通帳・キャッシュカードのコピー | 1 部 |
| (3) 授業料減免に相当する者の証明書類 | 1 式 |
| (4) 有職等を証明する書類又は修学旅行補助金証明書 | 1 部 |

(上記表を参照のこと)

※教科用図書補助金申請時に提出した有職生徒等に該当することを証明する書類の写しを証明書として提出することができます。

4 補助金の申請手続について

各受付期間内に、ホームページから申請書類をダウンロードするか経営企画室窓口で申請書類を受け取り、必要書類を揃えて提出してください。

第1回受付期間(教科書のみ)：6月8日(月)から6月27日(土)まで

第2回受付期間(教科書のみ)：10月1日(木)から10月17日(土)まで

第3回受付期間(教科書のみ)：12月1日(火)から12月19日(土)まで

5 ご不明な点等ございましたら、経営企画室までお問合せください。

【問合せ先】

東京都立砂川高等学校

経営企画室 補助金担当

電話：042-537-4611